

広島県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年三月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道矢野安浦線	東広島市黒瀬町乃美尾字前平四六八九番一地从先から東広島市黒瀬町乃美尾字前平四七〇五番一地从先まで	平成二十五年二月二十八日